

の優先順位を確立することが必要である。

サービスの優先順位を確立するとはいえ、診療の自由という大前提を無視することはできない、さしあたって保健サービスの効率を高めるには、地方レベルでの行政を統一することであろう。そして保健サービスを担当している病院、開業医、地方当局の三つの部門間のサービスの調整を計ることが必要である。現在そうした目的のために、保健サービスの再構成が計画されている。

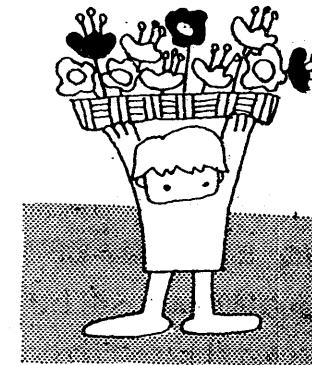
この論文の目的は、英國の保健サービス制度が他の国々と比較してすぐれているとか、保健サービス費の統制は当然正しいことであるというようなことを明らかにすることではない。しかし少なくとも言いうることは、総保健支出に制限があることを前提にすれば、英國の国民保健サービス制度は、限られた資源を有効に利用するより優れた制度であるということである。

H. C. Salter, "Controlling the Cost of the British National Health Service", *International Social Security Review*, XXV(1972), Nos. 1-2, pp. 19-26.

(一圓光弥 健保連)

## 農業における社会保障

(西ドイツ)



農業社会政策は、今日、わが国に限らず、農業政策の本質的な要素である。

連邦政府は、10月1日から農業者疾病保険を実施することによって、農民の社会保障制度の確立が達成されると考えている。農民およびその家族の社会保険による保護は、それによって、疾病、出産、労働不能、災害、老齢および死亡の事故に拡大される。もちろん、支給される諸給付は、まだすべての領域にいたっていない。しかし、今後かなり改善が行われるであろう。

農業者疾病保険においては、農民は、被用者疾病保険におけると同様な保険保護を受ける。傷病手当の代わりに、長期疾病の結果に

よる労働不能の際に救援する要員があてがわれる。この特別な給付は、大きな意味をもつ。農業は、今日、もはやなんらの予備労働力ももたない。すでに事態は、1~2人農業にまでいたっている。もしこのうち1人でも疾病または災害によって倒れた場合、事業の続行がむずかしくなる。1965年以降、農民老齢扶助において、農民またはその配偶者が療養生活に入った場合あるいは死亡した場合、補充要員をあてがう可能性がすでにつくられている。この措置は、試験ずみである。いまや、要員補充が疾病保険や災害保険の枠内においても社会保険法規に基づく給付として支給されることになった。

農民老齢扶助の給付—老齢手当および生業不能の場合の早期老齢手当—も、根本的に改善された。既婚の元農業経営者は、1972年10月1日以降、月240マルクの老齢手当を受けることになった。それまでは月175マルクであった。また、寡婦の老齢手当は、月115マルクから160マルクへ引上げられた。しかし、このような引上げが行われても、私的養老給付によって補うかまたは賃貸もしくは売却による収入によって補わなければならぬ実情である。だが、そのうちこのことも解消されるであろう。連邦政府は、長期的視野に立って、部分的老齢保護を保険による完全老齢保護におきかえるよう努力している。

老齢手当とならんで、老齢農民に対する補足的給付としての土地譲渡年金が1969年以降支給されている。これは、農業から離れ、規定にそって構造改善のために従った者に対して支給される。この扶助は、1971年1月1日から施行された「農業社会補充法」によって拡充・改善された。最近まで、月180マルク（単身者）または275マルク（夫婦）であった土地譲渡年金は、それぞれ230マルクまたは

350マルクになり、さらに1972年10月1日から275マルクまたは415マルクに引上げられた。

発展の可能性がない経営をしている者は、保険加入義務のある就業に入った場合または耕作を止めた場合、年金保険に後加入できることになっている（1971年1月1日から）。この対象範囲の人たちの職業転換は、年金保険加入義務が非常に遅れてしまうため、老齢保障が十分行われないきらいがあり、従来うまく行かないことが多かった。この障害は、いまや不足の被保険者期間を1955年12月31日までさかのぼって補足することができることになって取除かれた。構造改善目的の経営譲渡の場合には、後払保険料の70%を連邦が負担する。

農民に対する社会保障の分野、とくに農民老齢扶助および災害保険において困難な問題がある。というのは、農業構造の変化の結果、給付の受給者に対する拠出者の関係がますます悪化しているからである。この結果を、現在の農民の負担でカバーすることはできない。したがって、農民の社会保障は、連

邦補助なしにはやっていけない。今日、農民老齢扶助の費用の約75%，農業災害保険の費用の約50%は国家資金によってまかなわれている。年金受給者と同様に、農業からの引退者も疾病について拠出を免除されている。そして、それに代わる財源は、連邦によって負担されている。

1971年において、以上のような目的のために支出された費用は、約11億マルクである。これは、農林省の予算の約1/4に相当する。この費用は、年々増大するであろう。連邦政府が農業における社会問題を引受け、すでに手助けしていることは明らかである。

Logemann, Soziale Sicherung in der Landwirtschaft, *Soziareform*, Oktober 1972, S. 614—616.

（石本忠義 健保連）